

東吾妻 水 だより

Vol.15



■問い合わせ先 上下水道課

スマートフォンから 水道の開栓・休止の申請ができますようになります！

令和7年1月よりスマートフォン等で水道の開栓・休止の申請を受け付けます。

申請は24時間可能ですが、受信確認は開庁時間に行います。お急ぎの際は、電話でご連絡ください。また、土日祝日は対応できません。ゆとりをもった手続きをお願いします。

令和7年1月から
申請を受け付けます！



水道の開栓・休止申請
二次元コード



水道使用量等のお知らせ

東吾妻 太郎 様

お客様番号 01234

令和6年6月分（使用月4月・5月）

検針日 令和6年5月30日

給水装置の場所 検針員 水道 太郎

東吾妻町大字原町1046番地

用途 一般用

メーター番号 06-1234 □ 径 13 mm

今回指針 951 m³

前回指針 (-) 904 m³

交換時水量 (+) 0 m³

使用水量 47 m³

排水量 47 m³

認定水量 m³

認定理由

水道料金 6,424 円

消費税率10%（うち消費税相当額 584円）

下水道使用量 7,018 円

消費税率10%（うち消費税相当額 638円）

合計金額 13,442 円

（うち消費税相当額を含む）

振替日（納期限） 令和6年7月1日

月に一度はメーター確認！

※このお知らせで料金を納入することはできません。

●申請方法

スマートフォンで、上記の二次元コードを読み取り、申請する水道情報を入力してください。水道情報は隔月で配られる「水道使用量等のお知らせ」の通知をご確認ください。

①お客様番号（5桁）を入力 → ②メーター番号（6桁）を入力 → ③水道を開栓・休止する住所を入力 → ④使用者情報（名称）を入力

このほかに、給水開始（休止）日時や支払い方法などについての項目があります。

水道の新設・改修・撤去の流れ

●家を建て、水道を新たに引く

東吾妻町の指定を受けた給水装置工事業者に依頼し、工事を行ってください。その際、分担金を町に納めてください。
※土地に初めて水道を引くときは納付が必要です。
工事費は別途となります。

指定を受けていない業者が工事を行った場合は、**違反工事**となります。



工事業者
二次元コード



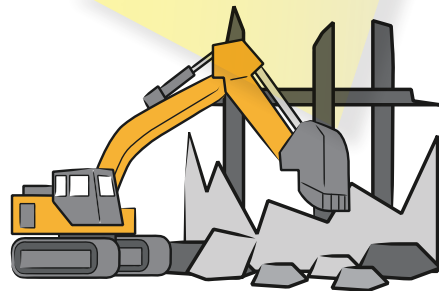
●家の水道に関する工事など（漏水など）

東吾妻町の指定を受けた給水装置工事業者に依頼し、修理等の工事を行ってください。



●家を取り壊したり、水道施設を移動したりする

家の取り壊しに際し、水道を使用することがなくなった場合は、漏水トラブルを防ぐためにも東吾妻町の指定を受けた給水装置工事業者に依頼して、給水装置等の撤去工事を行ってください。（工事費は自己負担）
なお、**水道メーターは町の持ち物です**ので返却をお願いします。
水道施設を残す場合は、休止の申請をしてください。
申請がない場合は、料金が発生します。



家を取り壊したり、水道施設を移動させたりする場合は、役場上下水道課までご連絡ください。

家庭にある水道（給水装置）は皆さんのものです

水道の配水管から分岐して家庭に引き込まれた給水管とこれに直結して取り付けてある止水栓、水道メーター、蛇口などを「給水装置」といいます。
給水装置のうち給水管とこれに直結している止水栓、蛇口などは「建物所有者等の財産」です。日頃からの点検・管理をお願いします。
なお、水道メーターは町の所有となります。

